

兵庫県公報

平成25年4月1日 月曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	10

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年4月1日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第30条の3第2項第2号を次のように改める。

- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業条例第3条の規定により自己啓発等休業をし、分限条例第2条第1号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により1箇月以上通勤しないこととなること。

第37条第1項に次の1号を加える。

- (5) 職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員（以下「公立大学法人役員」という。）

第37条第6項第5号中「又は公庫等職員」を「、公庫等職員又は公立大学法人役員」に、「又は公庫等」を「、公庫等」に改め、「をいう。）」の右に「又は公立大学法人兵庫県立大学」を加える。

別表第17の2県立大学事務局明石キャンパス事務部の項を削る。

別表第23の3の項中「、県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長」を削る。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「知事又は」を削る。

第4条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「第1項第3号イ」を「前項第2号イ」に改める。

第5条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第6条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第7条第1号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとする。

第8条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第12条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第13条第4項中「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

第18条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第19条の2第2号中「、第13条」を削る。

第19条の4第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「(同項第1号の職員にあっては次の各号の区分)」を削り、同項各号を削る。

第29条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業条例第3条の規定により自己啓発等休業をし、分限条例第2条第1号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により1箇月以上通勤しないこととなること。

第33条第1項を削り、同条第2項中「第20条第2号及び第3号」を「第20条第1号及び第2号」に改め、同項第1号及び第2号中「第20条第2号」を「第20条第1号」に改め、同項第3号中「第20条第3号」を「第20条第2号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第42条の2第1項中「、学長及び副学長にあっては18,000円とし、管理職手当を受ける職員にあっては」を削り、「第33条第1項の表に掲げる区分又は同条第2項各号」を「第33条第1項各号」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第43条第1項に次の1号を加える。

(5) 職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員（以下「公立大学法人役員」という。）

第43条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項第5号中「又は公庫等職員」を「、公庫等職員又は公立大学法人役員」に、「又は公庫等」を「、公庫等」に改め、「をいう。）」の右に「又は公立大学法人兵庫県立大学」を加え、同項を同条第4項とし、同条第7項から第16項までを2項ずつ繰り上げ、同条第17項中「第6項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第23項」を「第21項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第22項又は第23項」を「第20項又は第21項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「第6項」を「第4項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「知事又は」を削り、同項第1号中「(学長等にあっては100分の72.5超100分の155以下、条例第28条第2項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の84.5超100分の175以下)」を削り、同項第2号中「(学長等にあっては100分の72.5、特定幹部職員にあっては100分の84.5)」を削り、同項第3号中「(学長等にあっては100分の72.5未満、特定幹部職員にあっては100分の84.5未満)」を削り、同項を同条第20項とし、同条第23項中「知事又は」を削り、同項第1号中「(特定幹部職員にあっては、100分の42.5超)」を削り、同項第2号中「(特定幹部職員にあっては、100分の42.5)」を削り、同項第3号中「(特定幹部職員にあっては、100分の42.5未満)」を削り、同項を同条第21項とし、同条第24項を同条第22項とし、同条第25項中「第14項」を「第13項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項を削る。

第52条第1項及び附則第5項中「知事又は」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

別表第8備考2中「知事又は」を削る。

別表第10を次のように改める。

別表第10 削除

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款を削り、同表第19条の4第1項第2号の職員の款中「第19条

の4第1項第2号」を「第19条の4第1項第1号」に改め、同表第19条の4第1項第3号の職員の款中「第19条の4第1項第3号」を「第19条の4第1項第2号」に改める。

別表第15を次のように改める。

別表第15 削除

別表第16の2 県立大学看護学部の項から県立大学学術総合情報センター明石学術情報館の項までを削る。

別表第16の3 (1)の部を削り、同表(2)の部を同表(1)の部とし、同表(3)の部を同表(2)の部とし、同表備考中「及び第2項」を削る。

別表第16の4 (1)の部を削り、同表(2)の部を同表(1)の部とし、同表(3)の部を同表(2)の部とし、同表備考中「及び第2項」を削る。

別表第19中

「

給料表	職員	加算割合
	条例第13条に規定する職員	100分の20
大学教育職給料表	職務の級4級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあつては、100分の20)
	職務の級3級の職員	100分の10 (人事委員会が別に定める職員にあつては、100分の15)
	職務の級2級の職員及び1級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5

を

「

給料表	職員	加算割合

に改め、同表備考1中「(大学教育職給料表を除く。)」を削る。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員の管理職手当に関する規則 (昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事の事務部局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長 (4) 知事公室長 (5) 政策部長 (6) 環境部長 (7) まちづくり部長 (8) 局長 (行政職10級の者に限る。) (9) 参事 (行政職特10級及び10級の者に限る。) (10) 福祉監	1種
		(1) 出納局長 (2) 局長 (行政職10級の者を除く。) (3) 政策調整局長 (4) ビジョン局長 (5) 計画参事 (6) 住宅参事 (7) 観光監	2種

	(8) 工事検査室長	
	(1) 参事（行政職 9 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員	3 種
	(1) 室長 (2) 参事（行政職 9 級及び10級並びに医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員（行政職 8 級の者に限る。）	4 種
	(1) 副課長 (2) 主幹 (3) 研究参事	5 種
	水産課はやたか船長	7 種
地方 機関	(1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 東京事務所長 (4) 自治研修所長 (5) 県立健康生活科学研究所長 (6) 県立こどもの館 ^{やかた} 館長 (7) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (8) 県立総合衛生学院長 (9) 県立工業技術センター所長 (10) 県立ものづくり大学校長 (11) 県立農林水産技術総合センター所長 (12) 県立淡路景観園芸学校校長 (13) 森林動物研究センター所長	1 種
	(1) 県民局の副局長、室長（行政職 9 級の者に限る。）、参事（行政職 9 級の者に限る。）及び但馬長寿の郷長 ^{きと} (2) 県税事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (3) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (4) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (5) 土木事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (6) 県立健康生活科学研究所副研究所長 (7) こども家庭センター所長（行政職 9 級の者に限る。） (8) 県立工業技術センター次長 (9) 県立農林水産技術総合センター次長	2 種
	(1) 県民局の室長（行政職 9 級の者及び事務所の室長を除く。）、参事（行政職 9 級の者及び事務所の参事を除く。） (2) 兵庫県民総合相談センター所長	3 種

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 兵庫陶芸美術館副館長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長 (5) 県税事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (6) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (8) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (12) 土木事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 但馬空港管理事務所長 (16) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者に限る。） (18) 広域防災センター長及び広域防災センターの消防学校長 (19) 県立健康生活科学研究所のセンター長 (20) 保健所長 (21) こども家庭センター所長（行政職 10 級及び 9 級の者を除く。） (22) 女性家庭センター所長 (23) 県立明石学園長 (24) 県立男女共同参画センター所長 (25) 県立総合衛生学院副学院長 (26) 食肉衛生検査センター所長 (27) 動物愛護センター所長 (28) 県立身体障害者更生相談所長 (29) 精神保健福祉センター所長及び次長 (30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (33) 県立神戸高等技術専門学院長 (34) 県立障害者高等技術専門学院長 (35) 兵庫障害者職業能力開発校長 (36) 旅券事務所長 (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (38) 家畜保健衛生所長 (39) 六甲治山事務所長 (40) 森林動物研究センター次長 (41) 県立淡路景観園芸学校副校長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 消費生活センター長及び消費生活創造センター長 (3) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (4) 健康福祉事務所の福祉室長 (5) 土地改良センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (6) 土木事務所の室長 (7) 参事（県民局の参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (8) 東京事務所次長（総括次長を除く。） 	<p>4 種</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 自治研修所次長 (10) 広域防災センターの部長 (11) 県立健康生活科学研究所の健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長並びに生活科学総合センターの副センター長及び部長 (12) 県立こどもの館^{やかた} 幼児教育センター所長 (13) 県立総合衛生学院事務部長 (14) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (15) 県立知的障害者更生相談所長 (16) 県立工業技術センター総務部長 (17) 県立ものづくり大学校企画部長 (18) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (19) 森林動物研究センターの部長 (20) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 主幹 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立こどもの館^{やかた} 副館長 (7) 県立明石学園副園長 (8) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (9) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (10) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (11) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (12) 県立ものづくり大学校の企画部次長及び姫路職業能力開発校副校長 (13) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (14) 県立神戸高等技術専門学院副学院長 (15) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (16) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (17) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (18) 森林動物研究センター業務部副部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	5種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹 	6種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県立大学附属高等学校の事務長 (2) 兵庫県立大学附属中学校の事務長 (3) 県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長 	7種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第4条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「理事」を「理事 知事公室長」に、「局長 知事室長」を「局長」に改め、同款中

県立大学	学長 副学長 教授（大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 事務局長 事務局副局長 総務部長 企画調整部長 学務部長 事務部長 事務部次長 主幹 総務課長 企画課長 業務課長
------	---

を

兵庫県立大学附属高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
兵庫県立大学附属中学校	校長 副校長 教頭 事務長

に改め、同款広域防災センターの項第1号中「センター長 次長」を「センター長」に改め、同款県立工業技術センターの項第1号中「総務部次長」を「室長 部次長」に改め、同項第2号中「工業技術支援センターの所長及び副所長」を「工業技術支援センターの所長」に改め、同款県立ものづくり大学の項第1号中「部長」を「部長 企画部次長 総務企画課長」に改め、同項第2号中「副校長 総務課長」を「副校長」に改め、同款県立農林水産技術総合センターの項第1号中「次長」を「次長 参事」に改める。

（職員の定年等に関する規則の一部改正）

第5条 職員の定年等に関する規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第1項中「又は職員の退職手当に関する条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に改め、「特定公庫等職員」の右に「又は同条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第43条第22項第2号」を「第43条第20項第2号」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項から条例第2条第1項第3号の項までを次のように改める。

条例第2条第1項第1号	(1) 一般財団法人淡路島くこうみ協会 (2) 公益財団法人計算科学振興財団 (3) 公益財団法人高輝度光科学研究センター (4) 公益財団法人新産業創造研究機構 (5) 財団法人地域総合整備財団 (6) 財団法人地域創造 (7) 公益財団法人ひょうご科学技術協会 (8) 公益財団法人ひょうご環境創造協会 (9) 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 (10) 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 (11) 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会 (12) 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 (13) 公益財団法人兵庫県健康財団 (14) 公益財団法人兵庫県国際交流協会 (15) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会 (16) 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター (17) 公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金
-------------	--

	(18) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会 (19) 公益財団法人兵庫県青少年本部 (20) 公益財団法人兵庫県体育協会 (21) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター (22) 公益財団法人ひょうご産業活性化センター (23) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 (24) 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター (25) 公益社団法人兵庫みどり公社 (26) 公立大学法人兵庫県立大学 (27) 大阪湾広域臨海環境整備センター (28) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (29) 兵庫県住宅供給公社 (30) 兵庫県道路公社 (31) 兵庫県土地開発公社 (32) 地方公共団体金融機構
条例第2条第1項第2号	(1) 公益財団法人国際エメックスセンター (2) 一般財団法人兵庫県学校厚生会 (3) 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 (4) 一般財団法人兵庫県職員互助会 (5) 公益財団法人兵庫丹波の森協会 (6) 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 (7) 公益社団法人兵庫県看護協会 (8) 一般社団法人兵庫県計量協会 (9) 社会医療法人製鉄記念広畑病院 (10) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
条例第2条第1項第3号	(1) 財団法人自治体国際化協会 (2) 公益財団法人地球環境戦略研究機関 (3) 一般財団法人都市防災研究所 (4) 一般社団法人地方税電子化協議会 (5) 日本赤十字社 (6) 独立行政法人理化学研究所

別表第1備考中「平成24年4月1日」を「平成25年4月1日」に改める。

別表第2条例第9条第2号の項を次のように改める。

条例第9条第2号	(1) 株式会社日本宝くじシステム
----------	-------------------

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改め、同条第2項中「第43条第4項」を「第43条第3項」に改め、同条第3項中「及び教育職員給与規則第43条第5項」を削る。

(大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第9条 大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則（平成16年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「大学教員等」を「研究員」に改める。

本則中「大学教員等」を「研究員」に改める。

第1条中「県立大学教員及び」を削る。

第2条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3項第3号中「県立大学又は」を削る。

(職員等の退職手当に関する規則の一部改正)

第10条 職員等の退職手当に関する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「以後適用されている」を「から平成25年3月31日までの間において適用されていた」に改める。

別表イの部第4号区分の項第4号中「以後適用されている」を「から平成25年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「平成18年4月以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同部第5号区分の項第7号、同部第6号区分の項第8号及び同部第7号区分の項第8号中「平成18年4月以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同項第9号中「平成18年4月以後の学校職員給与条例」を「平成18年4月1日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する条例(以下「平成18年4月以後の学校職員給与条例」という。)」に改め、同部第8号区分の項第8号、同部第9号区分の項第8号及び同部第10号区分の項第8号中「平成18年4月以後」の右に「平成25年3月以前」を加える。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第11条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第18項第1号中「別表第1から別表第3まで」を「別表第2若しくは別表第3」に改め、同項第7号中「という。」の右に「、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」を加える。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第12条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第1号中「別表第1から別表第3まで」を「別表第2若しくは別表第3」に改め、同項第6号中「公庫等職員」の右に「、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」を加える。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第13条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表教育職員給与条例第13条の項を削る。

第4条第1項の表県職員給与条例第27条の2及び教育職員給与条例第30条の3の項中「第30条の3」を「第30条の2」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第14条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成22年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第2号中「別表第1から別表第3まで」を「別表第2若しくは別表第3」に改め、同項第8号中「公庫等職員」の右に「、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」を加える。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第15条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第2号中「別表第1から別表第3まで」を「別表第2若しくは別表第3」に改め、同項第8号中「公庫等職員」の右に「、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」を加える。

附則第13項中「第43条第22項」を「第43条第20項」に改め、同項の表を次のように改める。

第43条第20項第1号	100分の64.5超100分の135以下	100分の66超100分の135以下（管理職手当を受ける職員にあっては100分の64.5超100分の135以下）
第43条第20項第2号	100分の64.5	100分の66（管理職手当を受ける職員にあっては100分の64.5）

第43条第20項第3号	100分の64.5未満	100分の66未満(管理職手当を受ける職員にあっては100分の64.5未満)
-------------	-------------	--

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第16条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成24年兵庫県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第2号中「別表第1から別表第3まで」を「別表第2若しくは別表第3」に改め、同項第8号中「公庫等職員」の右に「、職員の退職手当に関する条例第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第9条の3中「第14条第2項」を「第14条第3項」に改める。

第13条の4第1項に次の1号を加える。

(6) 公立大学法人兵庫県立大学

第20条の6中「又は公益的法人等派遣条例に定める退職派遣者」を「、公益的法人等派遣条例に定める退職派遣者又は規則第37条第1項第5号に規定する公立大学法人役員」に改める。

第23条第1項に次の1号を加える。

(3) 公立大学法人兵庫県立大学の職員

別表第1知事の内部部局の項9級の欄中「工事検査室長 知事室長」を「工事検査室長」に、「参事」を「参事 計画参事」

に改め、同項10級の欄中「部長」を「部長 知事公室長」に改め、同表中

県立大学	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 産学連携 専門員 課長補佐 緑環境景 観専門員 天文科学 専門員	部次長 主幹 主任産学 連携専門 員 所長補佐	部長	副局長 部長	局長	
------	----	----	------	------------	--	--	----	-----------	----	--

を

兵庫県立 大学附属 高等学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	主査	事務長 課長補佐	事務長	事務長			
----------------------	------	------	------------	----	-------------	-----	-----	--	--	--

兵庫県立 大学附属 中学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	主査	事務長 課長補佐	事務長	事務長				
---------------------	------	------	------------	----	-------------	-----	-----	--	--	--	--

に改め、同表広域防災センターの項9級の欄中「消防学校長次長」を「消防学校長」に改め、同表県立ものづくり大学の項7級の欄中「副校長」を「部次長副校長」に改め、同表県立農林水産技術総合センターの項9級の欄中「次長」を「次長参事」に改め、同表県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の項中「特別支援学校」の右に「(兵庫県立大学附属高等学校又は兵庫県立大学附属中学校を除く。)」を加え、同表備考4中「(県立大学を除く。)」を削り、同表備考4を同表備考5とし、同表備考1から3までを同表備考2から4までとし、同表備考2の前に次のように加える。

1 知事の内部部局の参事については、当分の間、特10級とすることができる。

別表第2 県立工業技術センターの項4級の欄中「副所長 部長」を「部長 部次長」に改め、同表警察本部刑事部「主任研究員 室長」を「科長 上席研究員」に改め、同項4級の欄中「主任研究員」を「主席研究員」に改め、同項5級の欄中「参事 主任研究員」を「参事」に改め、同表備考1中「部次長」の右に「、室長」を加える。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「知事又は」を削る。

第9条中「第13条第2項」を「第13条第3項」に改める。

第12条第4項中「知事又は」を削る。

第13条の4第1項に次の1号を加える。

(6) 公立大学法人兵庫県立大学

第20条の6中「又は公益的法人等派遣条例に定める退職派遣者」を「、公益的法人等派遣条例に定める退職派遣者又は規則第43条第1項第5号に規定する公立大学法人役員」に改める。

第21条の4中「第33条第1項の表に掲げる区分又は同条第2項各号」を「第33条第1項各号」に改める。

第23条第1項に次の1号を加える。

(3) 公立大学法人兵庫県立大学の職員

第23条第2項中「、大学教育職給料表の職務の級1級」を削り、同項の表大学教育職給料表の職務の級1級の職員の項を削り、同条第3項第1号及び第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とする。

第24条第1項中「第43条第9項」を「第43条第7項」に改め、同条第2項中「第43条第10項」を「第43条第8項」に改め、同条第5項中「第43条第13項」を「第43条第11項」に、「同条第12項」を「同条第10項」に改め、同条第6項中「第43条第15項」を「第43条第13項」に改める。

附則第3項中「同条第3項第4号及び第5号」を「第3項第2号及び第3号」に改める。

別紙様式第13中「第43条第9項」を「第43条第7項」に、「第43条第12項」を「第43条第10項」に改める。

(職の級表を異にして転任させることができる範囲の一部改正)

第3条 職の級表を異にして転任させることができる範囲(平成4年兵庫県人事委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

表行政職級表の項及び研究職級表の項を次のように改める。

行政職 級表	2級	3級	4級		5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
-----------	----	----	----	--	----	----	----	----	----	-----	------

研究職 級表	1級	2級	2級 (2級在職7年以上)	3級	4級	5級 4級	5級	
-----------	----	----	------------------	----	----	----------	----	--

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号ア中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(職員等の退職手当に関する実施規程の一部改正)

第5条 職員等の退職手当に関する実施規程（平成18年兵庫県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表イの部規則別表イの表第4号区分の項第4号の項第2号中「以後適用されている」を「から平成25年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「(以下「平成19年4月以後の学校職員給与規則」という。)」を削り、同部規則別表イの表第5号区分の項第7号の項中「以後適用されている」を「から平成25年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「平成18年4月以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同部規則別表イの表第5号区分の項第9号の項中「平成19年4月以後の学校職員給与規則」を「平成19年4月1日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「平成19年4月以後の学校職員給与規則」という。）」に改め、同部規則別表イの表第7号区分の項第9号の項中「平成18年4月以後の学校職員給与条例」を「平成18年4月1日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後の学校職員給与条例」という。）」に改め、同部規則別表イの表第9号区分の項第8号の項中「平成18年4月以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同部規則別表イの表第10号区分の項第8号の項中「平成18年4月以後の学校職員給与条例」を「平成18年4月以後平成25年3月以前の学校職員給与条例」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。